

東京都一般吹奏楽連盟コンクール実施規定

(総則)

第1条 東京都一般吹奏楽連盟コンクールは、東京都一般吹奏楽連盟が主催し、東京都吹奏楽コンクールの予選大会として実施する。

第2条 実施会場は、前年度ごとに第1事業部会によって定める。

(参加資格および参加人員)

第3条 参加団体は、東京都一般吹奏楽連盟の加盟団体とする。

但し、3年連続して全国大会に出場した団体は、次年度のコンクールに出場することはできない。(招待演奏を除く)

第4条 1加盟団体から1楽団のみの参加とする。

第5条 参加人員は、80名以内とする。

但し、指揮者はこの人員に含まれない。

第6条 参加団体は、定められた期日までに参加団員の名簿を提出すること。

第7条 参加団員は以下のいずれの項目に抵触しないこと。

提出された名簿の団員以外の出場は認めない。

他部門(中学・高校・大学・職場)の東京都大会予選およびその他の地区大会予選に参加する団員の出場は認めない。

加盟団体の団員以外(エキストラ等)の出場は認めない。

職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加団体は、定められた参加費を期日までに納入すること。また、連盟費の納入が完了していること。

(演奏)

第9条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。但し、楽器の持ち換えは認める。

第10条 指揮者の資格については制限しないが課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第11条 参加団体の資格に疑義あるときは出場停止または入賞を取り消すことがある。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第12条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・エレキベース・ハープの使用は認める。

第 13 条 出場団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。演奏順序は課題曲、自由曲の順とする。

第 14 条 課題曲はその年度ごとの全日本吹奏楽連盟にて指定された曲とする。

第 15 条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受け、その許諾書のコピーを参加申込書とともに提出すること。

(注) 1) 作曲者の死後およそ 50 年を経えていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

第 16 条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて 12 分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第 17 条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 18 条 出演順序は毎年参加団体打ち合わせ会において抽選で決定する。

(審査)

第 19 条 審査員は第 1 事業部会で推薦し、常任理事会で承認し理事長が委嘱する。審査員の数は原則として 5 名とする。審査方法は理事会の定める審査内規による。

第 20 条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(部門代表)

第 21 条 金賞受賞団体の中から、上位 6 団体を東京都吹奏楽コンクールに部門代表として推薦する。

(その他)

第 22 条 コンクール実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第 23 条 その他開催上の実施細目については第 1 事業部会が定める。

第 24 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

(付則)

この東京都一般吹奏楽連盟コンクール実施規定は、平成 18 年 4 月 15 日から施行する。